

# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

8月といえば、夏祭りの季節ですね。各地でいろいろなお祭りが開催されますが、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



## 接待飲食の50%損金・中小の800万円定額控除の継続 交際費課税の2年延長

2018年度税制改正により、法人に係る交際費課税の取扱いが2年延長されています。改めて制度の概要を確認します。

### 制限される税務上の“交際費等”

法人税の計算上、“交際費等”は経費として認められる額（損金）に制限が設けられています。この“交際費等”とは、右記の相手方に対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出する費用を指します（措法61の4④）。

接待等の相手方
○得意先
○仕入先
○その法人の役員
○その法人の従業員
○その法人の株主等

そのため従業員のために支出する費用であっても、いわゆる“社内交際費”については、この“交際費等”に該当します。

### 中小法人は年800万円まで

損金として認められる額は、図表1のとおり、中小法人（資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の子法人等を除く）であれば、支出交際費等の額の合計額のうち年800万円まで（事業年度が1年未満の場合には月数換算します）です。規定上、接待飲食費の50%相当額といずれか選択となっていますが、実務では年800万円を限度額とするケースがほとんどです。



他方、中小法人以外は、接待飲食費の50%相当額しか認められません。

### 除かれる5,000円以下の飲食費

ところで、“交際費等”から除外する飲食費として、『1人当たり5,000円以下の飲食費』があります（措法61の4）。ただし、この飲食代等には社内飲食費が含まれていないため、たとえ1人当たり5,000円以下であっても“交際費等”から除外することはできません。

飲食費に係る税務上の取扱いは、図表2にまとめました。ご参考ください。

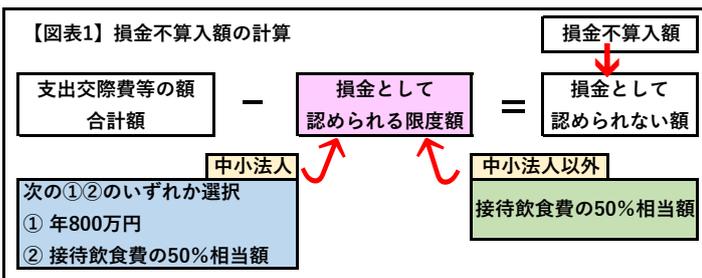
【図表2】飲食費に係る税務上の取扱い

対象	飲食費（福利厚生費や会議費等以外）		
	社外含めた飲食（右記以外）	社内飲食※1	
1人当たりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか？	交際費等から除外※2	交際費等（接待飲食費※2）	交際費等（社内飲食費）
損金（経費）になるか？※4	○	50%損金※3	×

- ※1 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費の場合。
- ※2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。
- ※3 中小法人は、年800万円までとの選択適用。
- ※4 中小法人は、交際費等の合計額のうち年800万円（50%損金を選択した場合には、50%損金）を超える部分が損金不算入。

2018年度税制改正により、これらの交際費等の課税に関する規定がそのまま2年間延長されました。この延長により、2020年3月31日までの間に開始する事業年度について、引き続き交際費等の支出の把握、さらに接待飲食費の50%相当額を限度とする場合や5,000円以下の飲食費を交際費等から除外するためには、一定の書類の作成と保存等が必要となります。（出典:Mykomon）

【図表1】損金不算入額の計算



## こちらお悩み相談室

## 金融機関の「決済性預金」普通預金との違いは？



利息は加算されませんが、ペイオフ上限を超える金額も全額保護の対象となります。

## Question

法人名義の口座の開設にあたって「決済性預金」という預金があると聞いたのですが、普通預金との違いを教えてください。

## Answer

決済性預金は「預金保険法」に基づく呼び方で、金融機関によっては「普通預金（無利息型）」といった名称で顧客に紹介しています。一般の普通預金同様、いつでも預金を引き出すことができ、また取引先との決済に使うこともできますが、無利息である点と、ペイオフ（預金保険制度）の上限を超える金額も全額保護の対象となる点が異なります。

ペイオフとは、破綻した金融機関の預金者1人につき1千万円までの元本と利息は必ず返還する仕組みです。すなわち1千万円を超える部分は保証されず、金融機関の破綻とともに預金者の生活や事業が脅かされてしまうおそれもあります。

決済性預金は毎回の取引額が多額で1千万円を超えるお金を決済用の口座に預けておきたい会社に適しています。必ずしも1千万円超のお金を預ける必要がないなら、複数の金融機関の普通預金口座に1千万円以下のお金を預け、利息を受け取るという選択肢も有効です。

（出典：納税通信）



## お仕事カレンダー

8月10日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付期限（7月分）</li> <li>●一括有期事業開始届（建設業）の届出期限</li> </ul>	
8月31日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月決算法人の申告・納税、12月決算法人の予定納税申告・納付期限 （前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下）</li> <li>●3月・9月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 （直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下）</li> </ul>	

## お 仕 事 備 忘 録



## 1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例・個人事業税（第1期分）・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

## 2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

## 3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分も忘れずに納付しましょう。

## 【お 知 ら せ】

誠に勝手ながら

**8月11日(土)～8月15日(水)**を夏季休業とさせていただきます。

ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

